

平成19年度
秋田市子ども条例推進計画

平成19年8月

秋田市

はじめに

このたび、本市は、「秋田市子ども条例推進計画(以下、「推進計画」という。)」を策定いたしました。

これは、平成18年5月5日に施行された「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例(以下、「秋田市子ども条例」という。)」の定めによるものであります。

推進計画の策定にあたっては、「秋田市子ども条例」がめざす社会の実現に向けて、着実に推進できることを主眼としました。

本市の子どもに関する施策は、平成16年度に策定した、長期計画「秋田市次世代育成支援行動計画」を基本として進められております。

平成17年度からは、企画調整部に男女共生・次世代育成支援室を設け、全庁横断的に子ども関連施策を実施しているところであります。

加えて、少子化対策により重点的集中的に取り組む必要があるとし、昨年度に策定した「第11次秋田市総合計画」において、「次世代育成」を重点・横断テーマと定め、19-21期計画に具体的施策を掲げ、強化を図ることにしました。

「秋田市子ども条例」の目指すところは、「すべての子どもが健やかに生まれ、かつ市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図る」ことにあります。

「秋田市次世代育成支援行動計画」では、基本理念を『みんなで育み 支え合う「子育て・子育て・秋田^{まち}育ち」～子どもの笑顔 しあわせ実感～』としており、その考えの基底に相違はないものです。

これらを踏まえ、本推進計画は、「秋田市次世代育成支援行動計画」と「第11次秋田市総合計画」を整合させた計画としました。

本市の子ども関連施策が、有機的作用によって、より効率的に推進されるよう努めてまいります。

目次

1 推進計画策定の基本的考え方	… P 1
2 推進計画策定の視点	… P 1
3 「秋田市次世代育成支援行動計画」と推進計画について	… P 2
4 推進計画の活用について	… P 3
5 秋田市子ども条例章別体系図の概要	… P 4
6 秋田市子ども条例章別体系図	… P 5
7 推進計画	
7 - 1 子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)	… P 8
ア 子どもの個の尊重(第4条)	
イ 子どもの意見表明(第5条)	
ウ 子どもの参加(第6条)	
エ 子どもの場の確保(第7条)	
オ 子どもの心身の健康(第8条)	
カ 子どもの安全確保(第9条)	
7 - 2 それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)	… P 22
ア 家庭の役割(第10条)	
イ 学校等の役割(第11条)	
ウ 地域の役割(第12条)	
エ 職場の役割(第13条)	
7 - 3 市の責務(秋田市子ども条例第4章)	… P 36
ア 市の責務(第14条)	
参考:「秋田市子ども条例」	… P 37

1 推進計画策定の基本的考え方

- (1) 「秋田市子ども条例推進計画」は、秋田市子ども条例第15条を根拠に策定します。

秋田市子ども条例
(推進計画) 第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。 2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めます。 3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

- (2) 推進計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく長期計画として策定した「秋田市次世代育成支援行動計画」を基礎として、策定するものです。

「秋田市次世代育成支援行動計画」は、前期計画を平成17年度～21年度、後期計画を平成22年度～26年度とする長期計画であることから、推進計画をより実効性のある単年度計画と位置づけました。

2 推進計画策定の視点

- (1) 秋田市子ども条例の各章のうち、子どもの育成のために深く関わりがあるものとして、次の3つの章に着目しています。

第2章 子どもにとって大切なこと

第3章 それぞれの役割

第4章 市の責務

- (2) 3つの章に合わせて、既存計画に掲げる施策・事業を整理しています。

第2章から第4章の各章ごとに、「秋田市次世代育成支援行動計画」で掲げる49施策・173事業を整理しています。

第2章から第4章の各章ごとに、「第11次秋田市総合計画」で示された重点・横断テーマである「次世代育成」の34主要施策・96事業を整理しています。

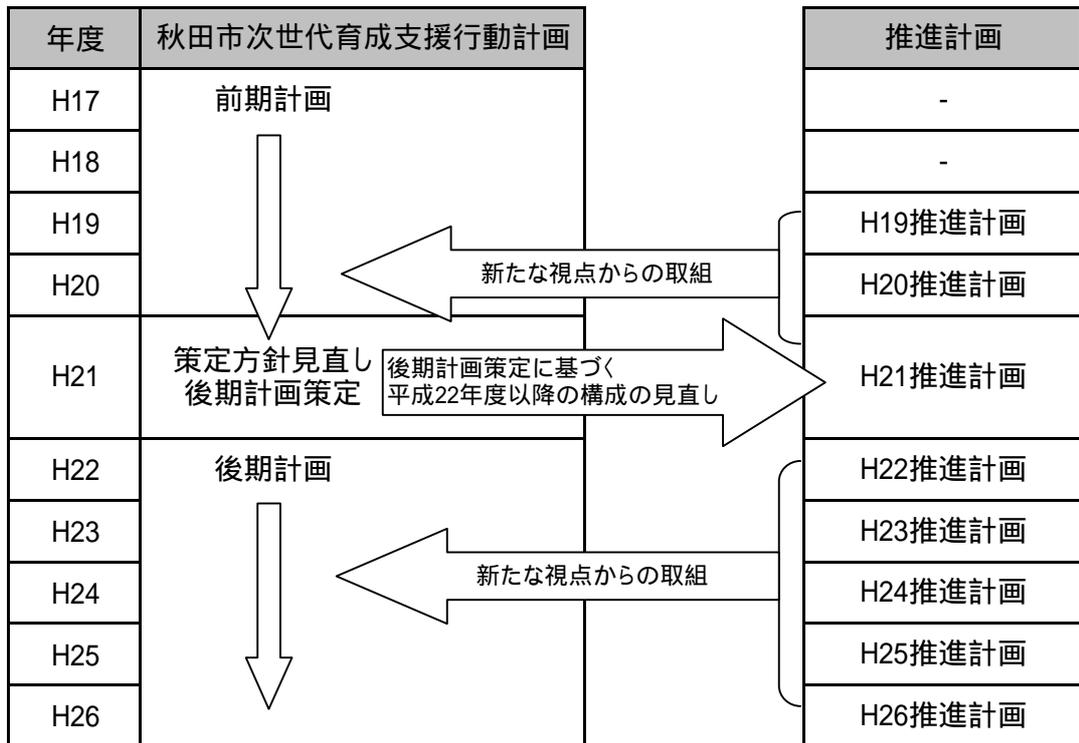
- (3) 整理した重点・横断テーマ「次世代育成」の96事業について、事業概要と事業費、19年度の成果を示しております。
- (4) 新たな視点として、今年度最重要課題として掲げられた「家族・地域」や「雇用」などの切り口からの検証も加え、家族・地域の絆づくりの取り組みとの連携を図っております。

3 「秋田市次世代育成支援行動計画」と推進計画について

(1) 「秋田市次世代育成支援行動計画」は、平成17年度～21年度を前期計画、平成22年度～26年度を後期計画とする長期計画です。

推進計画は、行動計画を基礎として、新たな視点も加えた単年度ごとの計画であり、毎年策定することとしております。

(2) 平成21年度は、「秋田市次世代育成支援行動計画」の前期5年の最終年度であるので、後期5年の策定方針について、見直し作業を行うとともに、推進計画の構成の見直しも行います。



(秋田市子ども条例に掲げるめざす社会)
『すべての子どもが健やかに生まれ、かつ市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会』の実現

(秋田市次世代育成支援行動計画に掲げる将来都市像)
『子どもたちの歓声がこだまし、子育てに喜びと楽しみを実感できる活力あるまち』

4 推進計画の活用について

(1) 策定の手法

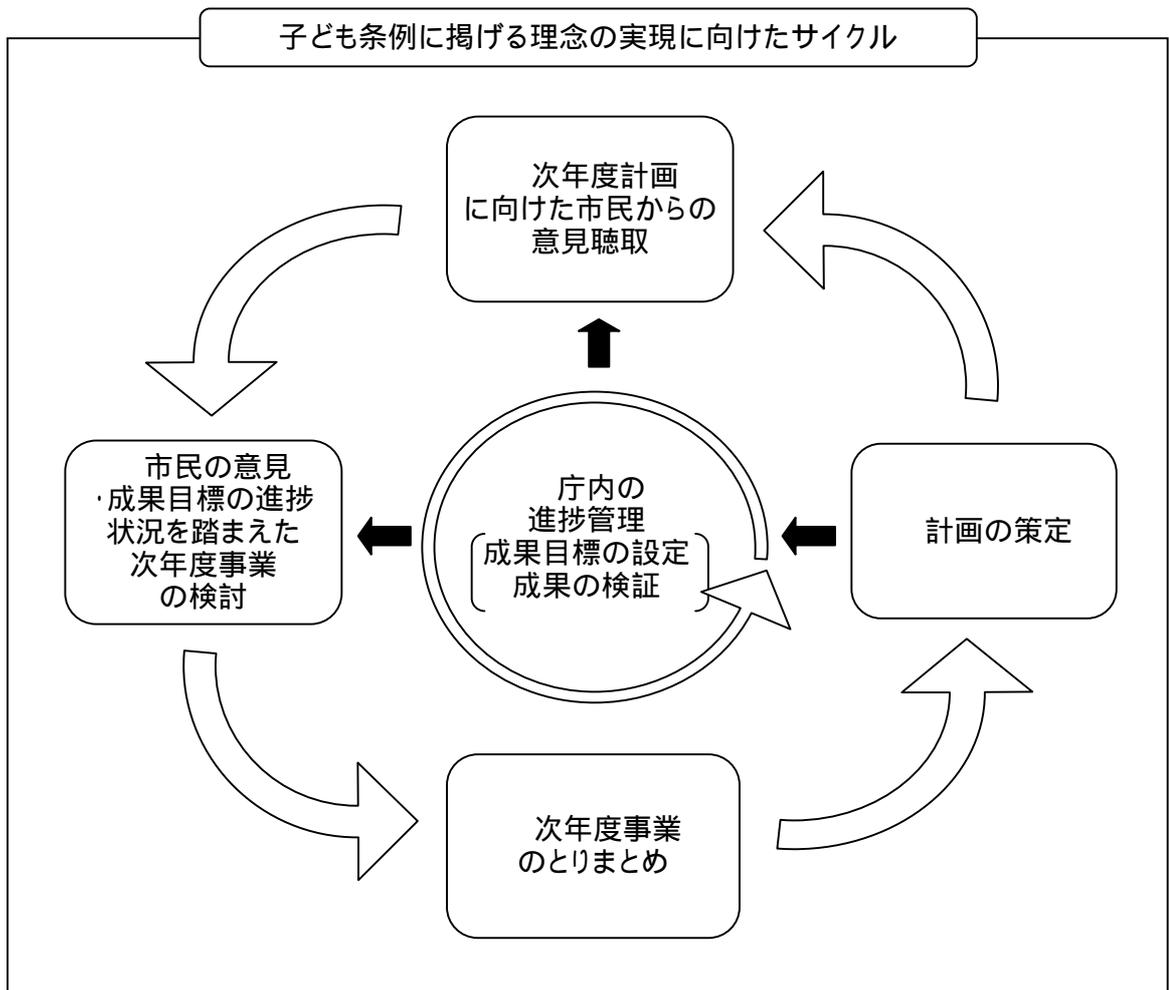
推進計画に掲げた事業の成果目標について、達成状況等を管理し、公表するとともに、めざすべき成果に近づけるべく、次年度計画に盛り込む事業を検討します。

計画策定後、めざすべき成果を実現するための事業のあり方について、広く市民から意見を聴取します。

市民からの意見や成果目標の進捗状況を踏まえ、新たな視点からの取組も含めて、次年度計画に盛り込む事業(取組)を検討します。

次年度計画に盛り込む事業(取組)をとりまとめます。

～ の工程を経て、毎年度、推進計画を策定します。



(2) 活用の仕方

進捗管理を行い、事業の達成度を計ります。

事業の達成度が低い場合、その原因と対応策を打ち出します。

重点的に取り組む施策について、市民の意見などを取り入れます。

5 秋田市子ども条例章別体系図の概要

秋田市子ども条例の3つの章の視点から「秋田市次世代育成支援行動計画」と「第11次秋田市総合計画」重点・横断テーマ「次世代育成」を体系的に整理しました。

「秋田市子ども条例」の3つの章の視点	秋田市の既存計画	
	秋田市次世代育成支援行動計画	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ 「次世代育成」
(1) 子どもにとって大切なこと(第2章) 子どもの個の尊重 (第4条) 子どもの意見表明 (第5条) 子どもの参加 (第6条) 子どもの場の確保 (第7条) 子どもの心身の健康 (第8条) 子どもの安全確保 (第9条)	からだ(基本目標1) ココロ(基本目標2) 暮らし(基本目標3) あきた(基本目標4) みらい(基本目標5)	緑あふれる環境を備えた快適なまち(2章) 健康で安全安心に暮らせるまち(3章) 家族と地域を支えあう元気なまち(4章) 人と文化をはぐくむ誇れるまち(5章)
(2) それぞれの役割(第3章) 家庭の役割 (第10条) 学校等の役割 (第11条) 地域の役割 (第12条) 職場の役割 (第13条)	ココロ(基本目標2) 暮らし(基本目標3) あきた(基本目標4)	豊かで活力に満ちたまち(1章) 緑あふれる環境を備えた快適なまち(2章) 家族と地域を支えあう元気なまち(4章) 人と文化をはぐくむ誇れるまち(5章)
(3) 市の責務(第4章) 市の責務 (第14条)	基本理念	基本方針
3章 12条文	49施策 173事業	34主要施策 96事業

6 秋田市子ども条例章別体系図

(1) 子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)

秋田市子ども条例	秋田市次世代育成支援行動計画 (基本目標 - 施策)	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ「次世代育成」 (章 - 節), (項 - 主要施策)	
条	施策	節	主要施策
子どもの 個の尊重 (第4条)	2-3 男女共生意識の啓発 3-13 男女共生意識の啓発(再掲)	4-1 家族や地域 を支える絆づ くり	1-1 家族・地域の絆づくりの意識啓発 1-2 家族・地域をつなぐ取り組みの推進 2-1 男女共生の意識啓発と実践
子どもの 意見表明 (第5条)	2-2 豊かな人間関係の構築 2-5 地域の児童健全育成の拠点とし ての対応 2-6 子ども会活動の支援	5-1 文化の創造	4-1 国際交流活動の推進
子どもの 参加 (第6条)	4-1 子育て支援のネットワークづくり	4-2 地域福祉の 充実	1-1 地域福祉活動の促進
子どもの 場の確保 (第7条)	2-4 子どもの体験活動機会の提供 3-1 児童虐待防止策の充実 3-2 多様な保育ニーズへの対応 3-3 保育需要への対応 3-4 保育環境の整備 3-5 保育料の負担軽減 3-6 放課後児童健全育成事業 3-7 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3-9 子育て支援サービスの充実 4-2 地域子育て支援の核施設として の保育所の活用 5-3 青少年の健全育成活動の推進 5-7 公園の整備・管理	4-2 地域福祉の 充実	2-1 子育て支援体制の充実 2-2 保育サービス提供体制の整備
子どもの 心身の 健康 (第8条)	1-1 妊産婦保健の充実 1-2 乳幼児保健の充実 1-3 予防接種の充実 1-4 食育の充実 1-5 スポーツを通じた「からだ」と「こころ」 の育ちへの支援 1-6 健康教育・性教育の充実 1-7 小児医療体制の整備 1-8 医療費等の助成	3-2 安心して暮 らせる毎日の 実現	2-2 疾病の予防策の実施 2-3 感染症対策の実施 1-3 食育の推進
		5-1 文化の創造	3-1 スポーツ活動への支援 3-2 スポーツ施設の整備・活用
子どもの 安全確保 (第9条)	5-1 子どもを災害から守るための取り組み 5-2 防犯への配慮 5-4 交通安全の普及・啓発 5-5 人にやさしい道路環境の整備 5-6 人にやさしい道路環境の整備 (冬期) 5-7 公園の整備・管理 5-8 市営住宅の有効活用 5-9 公共交通の整備	2-2 都市基盤の 確立	4-2 地域内道路の整備と維持管理 5-2 バス交通機能の確保
		3-1 安全な生活 の実現	3-2 児童生徒の安全対策の実施 3-3 交通安全対策の実施

(2) それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)

秋田市子ども条例	秋田市次世代育成支援行動計画 (基本目標 - 施策)	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ「次世代育成」 (章 - 節), (項 - 主要施策)	
条	施策	節	主要施策
家庭の役割 (第10条)	2-5 地域の児童健全育成の拠点としての対応 2-6 子ども会活動の支援 3-11 子育て力の向上 3-12 家庭教育に関する学習機会や情報の提供 4-6 市民活動の促進 4-3 家庭教育の強化 4-4 学校開放による地域コミュニティの創出	4-1 家族や地域を支える絆づくり	1-1 家族・地域の絆づくりの意識啓発 1-2 家族・地域をつなぐ取り組みの推進 2-1 男女共生の意識啓発と実践
学校等の役割 (第11条)	2-1 幼児教育の充実 2-2 豊かな人間関係の構築 2-4 子どもの体験活動機会の提供 2-7 心の健康づくり体制の充実 2-8 特別な支援を要する児童への支援 2-9 信頼される学校づくり、開かれた学校づくり 2-10 小中学校の選択機会の拡大 2-11 小・中学校情報教育環境の充実 3-8 障害のある子どもに対する支援	4-2 交流人口の拡大	1-2 観光資源の整備と有効活用策の実施
		2-1 環境の保全	1-4 環境教育・学習の推進
		5-2 教育の充実	1-1 学習機会の充実 1-2 学習環境の整備 1-3 青少年の健全育成の推進 2-1 幼児教育の充実 2-2 小・中学校の教育の充実 2-3 高等学校等の教育の充実 2-4 教育環境の整備 3-1 高等教育の内容の充実 3-2 高等教育の環境の整備
地域の役割 (第12条)	3-10 地域での子どもの健全育成 4-6 市民活動の促進 4-4 学校開放による地域コミュニティの創出 4-5 世代間交流	4-2 地域福祉の充実	1-1 地域福祉活動の促進
		4-3 市民の主体的な活動の実現	1-1 地域の自治活動への支援 1-2 自治活動拠点の整備 2-1 市民活動の機会の拡充 2-2 市民活動に参加しやすい環境づくり
職場の役割 (第13条)	2-3 男女共生意識の啓発 3-14 子育てと仕事の両立の支援	1-1 商工業の振興	3-1 雇用創出の促進 3-2 人材育成と求職者への支援 3-3 働きやすい環境の整備

(3) 市の責務(秋田市子ども条例第4章)

秋田市 子ども条例	秋田市次世代育成支援行動計画	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ「次世代育成」
条	基本理念	基本方針
第14条 市の責務	みんなで育み 支え合う 「子育て・子育て・秋田(まち)育ち」 ～子どもの笑顔 しあわせ実感～	第2次ベビーブーム(昭和46年～49年)世代が三十代半ばとなった今が、少子化に歯止めをかける最後のチャンスととらえ、「子どもたちがたくましく健やかに育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」への転換をはかります。

7 推進計画

7-1 子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)

ア 子どもの個々の尊重(4条)

秋田市子ども条例

(子どもの個々の尊重)
 第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもの個々の尊重として、人格や個性が尊重されることはもちろん、子ども自身が自分と他人を尊ぶことの大切さを学び、自覚できるようにすることを示しています。
 子どもが成長していくうえで、多くは、家庭生活や家族との関係性から価値観や社会性を身につけます。そのため、家族・家庭を出発点として、お互いの思いやりやいたわりのこころを持つことができるように、家族・地域の絆づくりや男女共生の推進を図ります。

平成19年度事業費計

6,269 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度事業費	19年度の成果
家族・地域の絆づくり推進事業 【新規】 (企画調整課)	第11次総合計画で市政の新たな主眼として掲げる「家族・地域の絆づくり」について、広く意識啓発を図るため、「家族・地域の絆づくりフォーラム」を開催します。 また、「家族・地域の絆づくり」についての意識をより浸透させていくための基本的な考え方を新たに構築し、各部局の関連事業が相乗効果を発揮できるような取り組みを検討します。 加えて、地域団体やNPOなどの民間が実施する、家族・地域の絆づくり活動への支援を検討するなど、子どもの個々の尊重に資する取り組みを推進します。	1,800	・フォーラム 1回 ・イベント 1回 ・情報発信 随時 ・庁内推進部会 5回
男女共生の推進 (男女共生・次世代育成支援室)	フォーラム、セミナー、出張講座、研修会、男女共生推進会議を開催するほか、啓発資料の作成や情報配信サービスを行い、子どもが自然に男女共生意識をはぐくむことができる環境づくりに努めます。	4,469	・フォーラム 1回 ・セミナー 5回 ・出張講座 11回 ・研修会 2回 ・推進会議 4回 ・啓発資料配布数4,000部 ・情報配信 5回

イ 子どもの意見表明(第5条)

秋田市子ども条例

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもが自分自身の思いや考えを表現し、それを表明できるようにすることを示しています。

学業としての意見発表とは別の場で、本市の施策や事業の中で、平和への希望や思うところなどを、自分なりに表明ができるよう、子どもの参加の機会の提供を図ります。

平成19年度事業費計

1,348 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度事業費	19年度の成果
国際平和推進事業 (企画調整課)	市民の平和意識の醸成を図るため、青少年の平和理解を促進する体験型事業や、平和メッセージの発表などによる広報、啓発活動を行い、意見を表明できる場をつくります。 また、本市が加入する日本非核宣言自治体協議会の各種活動を通じ、自治体間の協力による平和事業の推進を図ります。	1,348	・派遣者 4人 ・市政TV番組 1回 ・体験ビデオ作成 120本

ウ 子どもの参加(第6条)

秋田市子ども条例

(子どもの参加)
 第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもが強制されるのではなく自主性と主体性をもって、さまざまな活動に参加できるようにすることを示しています。
 子どもが、社会の中でその一員として関わりを持ちながら育つことは、これからの社会づくりの大きな力となることを、市民が共通認識として持つことができるよう施策を進めます。

平成19年度事業費計

348 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度事業費	19年度の成果
子育て支援ネットワーク事業 (子ども未来センター)	地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による子育て支援活動を継続できるよう支援するため、西部地域において、地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者等を代表とする連絡会議や、支援者研修会等子育て支援事業を共同で実施します。	348	・ネットワーク連絡会議 4回 ・研修会 2回 ・子育て支援イベント 2回

エ 子どもの場の確保(第7条)

秋田市子ども条例

(子どもの場の確保)
 第7条 市と市民は、子どもが遊び、学び、集うことができる場とともに、心の居場所が確保されるよう必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもが生きていくうえで必要な場として、「遊び、学び、集う」場とともに、「心の居場所」を確保することを示しています。
 子どもの成長には、さまざまな経験を重ねて育つ場所に加えて、安心して自分らしくいられる場所も必要です。家庭や地域や学校で、そういった場が自然なかたちでつくられたり利用できることが望ましいと考えますが、場の確保が難しい状況になったとき、必要に応じて利用できるサービスを提供するなど、環境整備に努めます。

平成19年度事業費計 1,400,042 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
地域福祉計画推進経費 (福祉総務課)	本市保健福祉長期計画「けやきのまちのしあわせプラン」の上位計画である「地域福祉計画」の推進を図り、「公(公助)・共(共助)・私(自助)の責任と役割分担」をしながら、支えあい助けあいの社会の実現をめざします。	1,344	・計画見直しに向けての市民意識調査対象者数 5,000人
ふれあいのまちづくり事業(地域支援事業) (福祉総務課)	主に高齢者を対象とした多様な福祉ニーズに対応するための相談窓口を設置するとともに、地域の実情に即して創意工夫をこらした地域福祉サービスが、自主的・永続的に展開される体制づくりをめざします。 平成18年度から介護保険制度の地域支援事業へ位置づけ、秋田市社会福祉協議会に事業を委託しております。 ふれあい福祉相談センターを開設し、福祉協力員(見守りが必要な世帯への問題解決の橋渡し役)を設置し、研修会を開催します。 地区社会福祉協議会ごとに、高齢者宅を中心に見守り・声かけ運動を通して、地域住民のつながりの再構築をめざす「地域福祉活動ネットワーク事業」を実施します。	4,452	・福祉協力員設置地区数 38地区
ボランティアセンター運営事業 (福祉総務課)	福祉ボランティアの活動希望者と派遣希望者を結ぶ機能として、秋田市ボランティアセンターにコーディネータを設置し、福祉ボランティアの登録・紹介・調整・相談業務を行うほか、ボランティア養成講座を開催し、ボランティア活動の啓発・広報活動等を行います。 なお、秋田市ボランティアセンターの運営は、秋田市社会福祉協議会に委託します。	3,763	・福祉ボランティアの実登録者数 970人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
社会福祉施設産休等代替職員配置経費 (福祉総務課)	児童福祉施設等の職員の出産および傷病による長期休業時、代替職員の任用に係る経費を補助します。	8,687	・産休:産前産後8週間(80日)18人 ・療養:30日経過後60日以内(20日)1人
在宅子育てサポート事業 (児童家庭課)	1歳以上の就学前児童を在宅で子育てしている保護者に対し、市が設定する複数のプランに利用できる子育てサポートクーポン券を交付し、その利用実績に応じて、保護者から委任された事業者等に対して補助金を交付します。	53,090	・交付率 90% ・利用率 80%
児童短期入所生活援助事業(ショートステイ) (児童家庭課)	一時的に家庭での養育が困難となる児童を児童福祉施設等において、最大7日以内で養育・保護します。実施施設は、秋田赤十字乳児院、感恩講児童保育院、聖園天使園、秋田わかばハイムの4カ所です。	942	・施設数 4
児童夜間養護等事業(トワイライト事業) (児童家庭課)	恒常的に保護者の帰宅が遅い家庭や、保護者が休日に不在となる家庭の児童を母子生活支援施設等に通所させ、生活指導を行います。実施施設は、秋田婦人ホームと聖徳会若草ハイムの2カ所です。一日あたり利用者負担額は、平日は1,500円、休日は2,700円です。	854	・施設数 2
ひとり親家庭児童保育援助費 (児童家庭課)	平成17年度より低所得一般世帯との均衡を考慮して、全額補助を見直し、受益者負担(2割)を導入しております。 ただし、平成17年度は、認定・認可外保育施設利用者については、認可保育所を利用した場合の保育料の2割で設定しました。 平成18年度からは利用施設に関わらず、各施設で設定している保育料等対象経費の2割を受益者負担としました。	34,534	・幼稚園 109人 ・認定認可外保育施設 127人 ・へき地 4人
ひとり親家庭自立支援事業 (児童家庭課)	自立促進のための資格取得講座を無料で開催します。母子家庭の自立に結びつくと思われる講座を受講した場合、その受講料の4割相当額を補助する自立支援給付金事業を実施します。総合的な自立支援を実施するために適切な指導・助言を行う相談員を配置します。	4,253	・就労支援による、ひとり親家庭の自立促進を図る。
秋田市母子寡婦福祉連合会補助金 (児童家庭課)	秋田市母子寡婦福祉連合会の運営および活動に対して補助金を交付します。	240	・円滑な運営の推進

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
ファミリー・サポート・センター運営事業 (子ども未来センター)	次世代育成支援行動計画に子育て支援施策として位置づけられており、在宅の母親の子育てを支援するとともに、残業や子どもの病気の時など子育てと仕事の両立のための環境整備を図ります。 ファミリー・サポート・センターに登録した利用会員の子どもを、協力会員の自宅で預かる会員制の相互援助活動です。	6,597	・見込会員数 1,600人 うち 協力会員 250人 両方会員 50人 利用会員 1,300人
子ども未来センター運営事業 (子ども未来センター)	遊び場機能を備えた総合的な子育て支援を行う施設として、地域子育て支援、育児サークルの支援、情報提供等のほか、子育てや女性の悩み相談、児童虐待の予防等を市民や関係課所室と連携し、総合的に子育て支援施策を推進します。	21,190	・子ども未来センター事業参加者数 100,000人 ・要保護児童対策地域協議 会議 9回
児童保護措置費 (児童家庭課)	母子生活支援施設および助産施設に対して運営費を支給します。	141,928	・入所措置による、児童の福祉向上
母子寡婦福祉資金貸付事業 (児童家庭課)	母子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、修学資金・就学支度資金などを貸し付けます。	67,017	・平成19年度貸付利用者見込 124人
公立保育所障害児保育事業 (児童家庭課)	保育に欠ける集団保育が可能な障害のある就学前児童のうち、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳交付対象児童は中度障害児として、小児療育センターなど専門機関からの診断書等を持つ児童は軽度障害児として、私立認可保育所での受入れを促進することを目的に、受入れ先の施設に対し保育士加配の補助を行います。	40,442	・臨時保育士 21人
私立保育所特定保育事業 (児童家庭課)	郊外の小学校区域内で、就学前児童の「集団保育・教育」の場が私立認可保育所しかない地域において、通常保育要件に満たない児童に対し、5時間未満の特定保育サービスを提供し、当該地域の保育環境の向上を図ります。	2,430	・施設数 1
私立保育所障害児保育事業 (児童家庭課)	保育に欠ける集団保育が可能な障害のある就学前児童のうち、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳交付対象児童は中度障害児として、小児療育センターなど専門機関からの診断書等を持つ児童は軽度障害児として、私立認可保育所での受入れを促進することを目的に、受入れ先の施設に対し保育士加配のための補助を行います。	17,362	・中度 13人 ・軽度 10人
公立保育所低年齢児受入拡大事業 (児童家庭課)	低年齢児の保育需要に対応するため、公立保育所で低年齢児の受入れを拡大し、臨時保育士を配置するほか、低年齢児の受入れ児童数が多い施設に、臨時看護師を配置し保育環境の向上を図ります。	29,163	・臨時保育士 17人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
乳幼児健康支援一時預かり事業 (児童家庭課)	病気回復期で集団保育が困難な児童を事業実施施設で預かります。	8,342	・施設数 2
公立保育所延長保育促進事業 (児童家庭課)	延長保育を実施する保育所に保育士賃金相当分を補助することにより、延長保育を推進します。	53,027	・施設数 15 ・パート保育士 30人 ・給食パート 4人
私立保育所延長保育促進事業 (児童家庭課)	延長保育を実施する私立認可保育所に対し、保育士の加配・配置について補助することにより、延長保育を推進します。	168,571	・施設数 29
私立保育所休日保育事業 (児童家庭課)	休日保育を実施する私立認可保育所に対し、保育士の配置について補助することにより、休日保育の推進を図ります。	3,465	・施設数 4
私立保育所一時保育事業 (児童家庭課)	一時保育を実施する私立認可保育所に対し、保育士の配置について補助することにより、一時保育事業の推進を図ります。	31,050	・施設数 25
すこやか子育て支援事業 (児童家庭課)	認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設に入所している1歳以上の児童で所得制限内の場合、保育料の1/4(H17.4.1以前生まれ)又は1/2(H17.4.2以降生まれ)を助成します。また、第3子以降(H18.4.1以前生まれ)の保育料の全額を補助し、子育て費用の軽減を図ります。	153,089	・認可外保育施設 943人 ・へき地保育所 62人
へき地保育所運営委託事業 (児童家庭課)	山間地などの諸条件に恵まれない4地域(太平・山谷・金足西・上新城)の就学前児童の福祉の向上を図るため、へき地保育所を設置し、運営を各地区へき地保育所運営委員会に委託します。	34,757	・施設数 4
認定保育施設助成事業 (児童家庭課)	認可外保育施設のうち、一定の基準を満たす施設を認定保育施設として認定し、補助金を交付することで入所児童の処遇向上、認可保育所入所待機児童の受け皿としての機能強化を図るため、認定保育施設18か所に対し、補助金を交付します。	27,952	・施設数 18
公立保育所一時・特定保育事業 (児童家庭課)	認可保育所の充足率が高くなり一時保育の需要に十分対応できない状況にあるとともに、保護者の就労形態の多様化に伴い通常保育の要件(週4日以上就労、1日実働5時間以上勤務)に満たない世帯においても保育需要が増加していることから、こうした世帯等に対し保育サービスの提供を行います。	15,973	・臨時保育士 9人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
乳児養育支援金給付事業 (児童家庭課)	0歳児に対し、出生月から1歳の誕生月の前月まで、月額1万円の支援金を給付することで子育て費用の軽減を図ります。	185,486	・対象者見込 1,530人
岩見三内保育所改築事業 【新規】 (児童家庭課)	新市建設計画および過疎計画の掲載事業である河辺地域における児童福祉施設整備推進事業のうち、老朽化が進んでいる岩見三内保育所を改築し、保育環境整備の推進を図ります。	209,300	・改築工事着工による、児童福祉の増進
保育所バス更新経費 【新規】 (児童家庭課)	新市建設計画で予定している河辺地区・雄和地区の保育所バスを更新します。	7,400	・児童福祉の増進
民生委員活動推進事業 (福祉総務課)	民生委員・児童委員および民生児童委員協議会の活動を促進するため、報償費、負担金、補助金を支給するほか、民生児童委員協議会の事務局関連業務を行う。また、委員の任期満了に伴う一斉改選関係業務を、3年に1度行う。	63,342	・地域ぐるみの子育て・子育て支援活動の充実

オ 子どもの心身の健康(第8条)

秋田市子ども条例

(子どもの心身の健康)
 第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条では、子どもの心とからだ、健やかに、かつ、たくましく成長できるようにすることを示しています。
 心身の健康は、だれもが願うことです。特に子どもの健康は、家族にとってだけでなく、社会の未来のためにも重要です。
 生まれた子どもだけでなく、生まれる前の段階から健康に配慮すべきとの認識のもと、心身ともに健康でいられるための援助や相談を、施策として進めていきます。

平成19年度事業費計 5,941,668 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度事業費	19年度の成果
乳幼児健康診査事業 (保健予防課)	母子保健法に基づく健康診査を次のとおり実施します。 集団健康診査: 1歳6か月児、3歳児 個別健康診査: 4か月児、7か月児、10か月児、2歳児歯科 精密健康診査: 1歳6か月児、3歳児 1歳6か月児健診へ保育士を配置して、育児支援の充実に図ります。 3歳児と6歳児を対象とした環境保健サーベイランス事業を実施します。 幼児健康診査の事後指導として、経過観察クリニックおよび養育支援教室を実施します。	76,517	・集団健診 1歳6か月児 2,464人 3歳児 2,491人 精密健診 321人 ・個別健診 4か月児 2,518人 7か月児 2,511人 10か月児 2,482人 2歳児歯科 1,939人 ・環境サーベイランス、経過観察クリニック、養育指導教室の実施
妊産婦保健事業 (保健予防課)	医療機関方式による妊婦健康診査を実施します。 また、保健指導を必要とする妊産婦、新生児に対する訪問指導や相談を実施します。(妊婦約2,600人)	123,139	・妊婦健診 2,421人 ・妊産婦訪問・相談を実施する。
特定不妊治療費助成事業 (保健予防課)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、1回の治療につき10万円まで、1年度あたり2回を限度に通算5年間助成します。 ただし、夫婦の前年所得の合計額が730万円未満とします。	21,648	・108人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
健康相談教育事業 (保健予防課)	「離乳食・幼児食教室」では、食事の講話、歯の講話、試食、個別相談を、「マタニティー食生活講座」では、妊娠中の食事の講話、個別相談を、「男性・女性のための食生活講座」では食事の講話、個別相談などを行います。	534	・離乳食教室・ 幼児食教室・ マタニティー食 生活講座の 実施
予防接種事業 (健康管理課)	<p>予防接種法に基づく予防接種を次のとおり実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別接種5 (麻しん風しんの単独および混合、三種混合、日本脳炎、BCG、インフルエンザ) ・ 集団接種(ポリオ、二種混合) ・ 基礎疾患を有する子どもを対象とした特別予防接種 ・ 健康被害者に対する医療費等の支給 	316,842	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別接種4 延べ39,862人 (注インフルエンザ対象者は65歳以上) ・ 集団接種2 延べ8,050人 ・ 特別予防接種 延べ43人
感染症予防事業 (健康管理課)	<p>感染症法(第20条、第21条、第24条、第27条、第37条)に基づき、感染症患者の入院措置、移送、診査協議会開催、消毒および医療費の負担を行います。</p> <p>また、発生予防のための予防啓発、健康診断等を実施します。</p>	1,160	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防啓発 市民健康講座 1回 健康教育 12回
結核対策事業 (健康管理課)	<p>感染症法第24条に基づき、患者の就業制限、入院勧告、入院延長、医療費の負担について審議します。感染症法第53条の13に基づき、結核登録者に対し、必要に応じて精密検査を行います。感染症法第17条に基づき、感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に健康診断を勧告します。</p>	4,963	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録患者数 112人
結核予防費補助金 (健康管理課)	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第60条に基づき、私立学校、福祉施設の定期健康診断の実施経費に対し補助金を支給します。</p>	2,305	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象校 15校
エイズ予防対策事業 (健康管理課)	<p>エイズ相談検査(即日検査・性感染症検査・肝炎検査含む)を実施するとともに予防啓発を行います。</p> <p>エイズ対策研修等に職員を派遣し、エイズ対策に関する知識、カウンセリングの技法、エイズ対策計画立案の手法等の研修を実施します。</p> <p>また、エイズ・性感染症に関する知識普及のため、研修会を実施します。</p>	2,091	<ul style="list-style-type: none"> ・ エイズクリニック受検者 310人

カ 子どもの安全確保(第9条)

秋田市子ども条例

(子どもの安全確保)
 第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

目標および取組方針

本条では、子どもが、安全で良好な環境で生活していけるようにすることを示しています。
 地域での安全安心なまちづくり、交通事故防止活動、通学路などの道路環境整備、学校でのいじめや家庭での虐待の防止活動など、市、保護者、学校関係者、地域住民、市民一人ひとりが子どもに関心を寄せて、社会全体で安全で良好な環境をつくるよう努めます。

平成19年度事業費計

498,339 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度事業費	19年度の成果
道路改良事業 (道路建設課)	交通量の多い路線を優先し、道路敷を有効利用して拡幅改良等の整備を進め、市民にとって安全で快適な道路環境への改善を図ります。 (H19～H22 L=13km)26路線	383,000	・18路線 L=1,680mの整備
電線共同溝整備事業 (道路建設課)	無電柱化推進計画(H16～H20)に基づき、秋田市地域防災計画における緊急輸送路等、延べ延長6,502mを整備し、安全で快適な歩行空間を確保します。 H19～H21年度 秋田環状1号線 L=820m、 H22～H26年度 川尻広面線(広面地内) L=2,900m	20,000	・H20着工のための調査・設計
バス交通総合改善事業 (都市総務課)	利用者が年々減少し、路線の維持が困難な状況となっている郊外部における不採算路線の委託運行を実施するとともに、新たな運行形態の確立も視野に入れ、地域特性や利用状況に応じた公共交通形態の再構築を行い、少子高齢社会にも対応した市民の移動手段の確保と充実を図ります。	32,760	・運行路線数 7
安全安心対策推進経費 (子どもの安全確保) (安全安心対策推進本部)	児童生徒を中心とした子どもたちの安全を確保するため、事故予防、犯罪予防の観点から環境整備を効率的に進めるとともに、関係団体との連携を効果的に進められるよう、子どもの安全確保プランを策定します。	500	・「(仮称)秋田市子どもの安全確保プラン」の原案調製
小学校警備事業 (学事課)	小学生が安心して学校生活を送ることができるよう、市立小学校に警備員を各校1名配置し、各学校の実情に応じ、不審物、不審者等の対応を行います。	42,325	・警備員の配置 47校

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
交通安全対策経費 (生活総務課)	交通事故を防止するため、幼児と高齢者への交通安全教育を行うとともに、交通安全意識を高めるため、交通安全活動団体への支援や連携を行い、効果的な交通安全活動を実施します。	19,754	・交通事故死者数 7人以下 ・交通事故死傷者数 1,800人以下

7-2 それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)

ア 家庭の役割(第10条)

秋田市子ども条例

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けていくことができるよう図ること。

目標および取組方針

本条では、「家庭の役割」について、次の3つが示されています。

家族は、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境をつくること。

保護者は、子どもが育つ力を蓄え、発揮できるようにすること。

保護者は、子どもが生活習慣やきまりを身につけることができるようにすること。

子どもにとって、最も身近で、最も小さな社会的単位である「家庭」の役割は、人間形成の基礎づくりとして大きなものです。秋田市が新たな主眼として掲げる「家族・地域の絆づくり」は、市民全体のしあわせの礎であることを踏まえ、その意識をより浸透させていくため取り組みます。

平成19年度事業費計

1,800 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度事業費	19年度の成果
家族・地域の絆づくり推進事業 【新規】 (企画調整課)	第11次総合計画で、市政の新たな主眼として掲げる「家族・地域の絆づくり」について、広く意識啓発を図るため、「家族・地域の絆づくりフォーラム」を開催します。 また、「家族・地域の絆づくり」についての意識をより浸透させていくための基本的な考え方を新たに構築し、各部局の関連事業が相乗効果を発揮できるような取り組みを検討します。 加えて、地域団体やNPOなどの民間が実施する、家族・地域の絆づくり活動への支援を検討します。	1,800	・フォーラム 1回 ・イベント 1回 ・情報発信 随時 ・庁内推進部会 5回

イ 学校等の役割(第11条)

秋田市子ども条例

(学校等の役割)

第11条 学校等は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、生きる力を、子どもの心身の発達段階に応じて育てていくこと。
- (2) 子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

目標および取組方針

本条では、「学校等の役割」について、次の2つが示されています。

子どもの「生きる力」を育てていくこと。

子どもが学ぶための「環境づくり」を図ること。

「学校等」は、子どもに基礎学力を身につけさせるだけでなく、生きる力、豊かな人間性や社会性の形成など、その育成に大きな役割を担っています。そのため、子どもの発達段階に応じた集団の中での遊びや学び、体験学習の場の提供などに加え、ハード面の整備など様々な環境づくりに努めます。

平成19年度事業費計

2,593,785 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
動物園ミルヴェおもしろ事業 (大森山動物園)	新しい発想とアイデアを活かした次のようなソフト事業を展開し、広く市民にとって、より魅力ある動物園とするため、様々な情報を提供します。 ・ コミュニケーションの発行 ・ ホームページの充実 ・ イベントの実施および民間出店 ・ 報道等への情報提供	1,357	・ 希少魚類保全チャリティイベントの開催
命の学び事業 (大森山動物園)	子どもを対象としたふれあい体験、飼育体験、出前ふれあい授業を実施します。 教育機関との連携による「ミルヴェ・スクール」を実施します。 ポニー乗馬体験を実施します。研修ホールを活用した学習会・講演会を実施します。 教育プログラムに沿った園内活動を実施します。	327	・ ミルヴェ・スクール8回開催 ・ ポニーの乗馬体験の開始
動物園応援団事業 (大森山動物園)	広く市民の応援を得ながら動物園の活性化対策を実施します。 動物園利用の各種特典を付けたアニマルペアレント事業を立ち上げます。	0	・ モデルプランの策定

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
環境学習・啓発事業 (環境企画課)	小学校4年生から始まる環境学習に使用する副読本を作成し市内全小学校に配布したり、総合的な学習時間で行う環境についての学習会等に講師を派遣するほか、校内外において環境教育の有効な手段である「こどもエコクラブ」活動の活性化を図ります。 また、各種イベントへの出展、市民の自発的な研修会の支援などあらゆる機会を捉え市民の意識高揚を図ります。	2,775	・こどもエコクラブ 40クラブ 1,000名以上
環境都市宣言関係経費 (環境企画課)	「環境都市あきた宣言」の普及・啓発に努めるほか、「環境都市あきた宣言」の重要な柱である環境学習を積極的に推進します。特に将来を担う子どもたちに対する環境学習の新たな指導者を育成するため、市内大学・短大生向けに「あきた環境楽会」を継続して実施します。	547	・開催回数 5回
農業体験学習推進対策経費 (農林総務課)	事業実施期間を1校あたり3か年とし、稲作作業(田植え・稲刈り等)体験や野菜・花きの栽培体験、お米の学習会などを通じての学習と農家との交流を行います。 収穫祭を開催します。	600	・実施校 6校 新規 2 継続 4
自然科学学習館経常事業 (自然科学学習館)	科学的な見方を広げ解明する力を養う自由参加型体験学習を展開します。	7,040	・年間来館者数 60,000人
図書館システム更新経費 (中央図書館明徳館)	図書館システムに新導入された各種サービスの拡充を図るとともに、図書館間の連携および利用度を高め、子どももさらに利用しやすいようにします。	15,795	・各種サービスの拡充。 ・図書館間の連携および利用度の向上
公民館補修等経費 (中央公民館)	公民館の老朽化に伴う維持修繕・工事を実施し、備品を購入し、子どももさらに利用しやすいようにします。	6,223	・各公民館の施設設備等の充実
生涯学習・社会教育推進経費 (生涯学習室)	市民の学習ニーズに対応した学習機会の拡充や情報提供の充実、学習環境の整備等、生涯学習・社会教育の推進を図ります。また、子ども会の活動を推進し、児童の育成を図ります。	4,241	・生涯学習・社会教育の推進 ・子ども会活動の推進
放課後児童健全育成事業 (生涯学習室)	保護者会や社会福祉法人等に運営を委託し、昼間、保護者のいない家庭の児童を放課後に受入れ、健全育成活動を実施します。	47,545	・実施施設数 24施設
児童館運営体制強化事業 (生涯学習室)	特に利用児童数の多い施設に、児童厚生員を1名増員して3人体制とし、担当児童数の適正化を図り、きめ細かい指導を実施します。	9,391	・児童厚生員数 9名増

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
放課後子どもプラン推進事業 [新規] (生涯学習室)	放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業を、一体的に、連携して実施します。 放課後子ども教室推進事業は、児童館36施設において、児童館運営事業と並行して実施することとし、利用児童を指導・管理する安全管理員を各館に配置(児童厚生員と兼務)するとともに、子どもたちへ学習機会を提供する学習アドバイザーを新たに配置するなど、放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進します。	17,643	・安全管理員 82名 ・学習アドバイザー 4名 ・コーディネーター 1名
児童厚生施設等関係経費 (生涯学習室)	各児童館等に遊びの指導を行う児童厚生員を2人以上配置し、子どもに健全な遊びの場・機会を提供します。 平成19年度からは、国補助事業である「放課後子ども教室推進事業」を児童館運営事業と並行し、児童館等において実施します。	30,462	・児童館等の適切な運営
児童館等冷房設備設置経費 (生涯学習室)	利用頻度の高い図書室等への冷房設備を本年度で完備し、児童が快適に利用できるようにします。	2,883	・整備数 10館
幼稚園就園奨励事業 (学事課)	私立幼稚園の設置者が、幼児の属する世帯の状況や所得状況に応じて、入園料および保育料を減免する措置に対し補助を行うほか、幼稚園の設置者が、第3子以降の子どもを持つ保護者に対し、世帯の所得状況に関わりなく保育料等を免除する措置に対し補助を行います。	611,314	・就園奨励費 4,047人 ・すこやか子育て(第1・2子) 2,773人 ・すこやか子育て(第3子以降) 650人
私学振興助成事業 (学事課)	秋田市私立幼稚園協会に対して事業費を補助します。 私立学校等施設整備費を補助します。	18,100	・1団体 (H19年度施設整備は予定なし)
小・中学校就学奨励事業 (学事課)	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費、医療費などを援助します。 また、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、負担能力の程度に応じ特別支援教育就学奨励費を援助します。	244,560	・就学援助 小学校 1,862人 中学校 1,043人 ・特別支援 小学校 95人 中学校 37人
英語指導助手活用経費 (学校教育課)	中学校における日本人英語教師とALTとのチームティーチングの1学級あたりの授業回数を、現在の年31回から平成20年度までに年35回(授業3回に1回)を増やします。 そのため、ALTの人数を年次計画で増員し、平成20年度までに19人とします。 (「ALT」…「Assistant Language Teacher」の略)	8,724	・授業回数 32回 ・ALT 17人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
「はばたけ 秋田っ子」 教育推進事業 (学校教育課)	市内の中学生が日頃取り組んでいる文化活動を 発表し合う「中学校文化フェスティバル」や中学生 が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する 「中学生サミット」を開催するほか、複数の学校が 協力して合同体験を実施する「学校群合同体験活 動」を実施し、感動体験の充実を図り、豊かな感性 を育みます。	3,749	・小学校実施グ ループ 6 ・中学校実施グ ループ 1
適応指導センター「すくう る・みらい」運営事業 (学校教育課)	適応指導センター「すくうる・みらい」を中心とし て、不登校児童生徒に対して集団に適応できるよ う個別指導するほか、保護者・教職員に対する支 援を行います。	9,008	・教育相談 年間140時間 ・フレッシュフレ ンド派遣 13名 ・専門相談員派 遣 9小学校 120回
学校教育懇談員活用推 進事業 (学校教育課)	市内小学校47校、中学校23校を7ブロックに分 け、学校教育懇談員70名を委嘱し、地域に根ざし た教育推進、学校教育運営への支援等を行います。	980	・懇談員数 70名
小・中学校給食用強化 磁器汁碗整備経費 (学事課)	現在使用しているステンレス製汁碗を、強化磁器 へ変更し、給食環境の向上を図ります。	4,145	・導入小学校 明德小ほか2 校 ・導入中学校 南中ほか2 校
特別支援教育推進事業 (学校教育課)	・学校行事支援 障害のある児童生徒が長時間の学校行事に 参加する際、サポーターを派遣します。 ・学級生活支援 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒 に対し、障害の程度、学級の実情等に応じてサ ポーターを派遣します。 ・日本語指導支援 該当児童生徒の、日本語の理解の程度に応じ てサポーターを派遣します。	47,262	・派遣数 165回 ・派遣校 52校 ・派遣校 10校
中学校部活動外部指導 者派遣事業 (学校教育課)	各中学校の派遣希望をもとに、専門的な技術を 有する社会人を中学校の運動部および文化部に 派遣します。	2,706	・派遣人数 44名 ・派遣回数 1名当たり 年20回
特別非常勤講師活用事 業 (学校教育課)	各校の希望をもとに、幅広い経験に基づく優れた 知識や技術を有する社会人を小・中学校に派遣し ます。	1,136	・派遣時間 年355時間

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
「子どもと親の相談員」 活用調査研究事業 (学校教育課)	児童が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、また、学校と保護者・地域とのパイプ役として、小学校に「子どもと親の相談員」を配置します。	981	・配置数 3校 ・時間 1校あたり年間320時間
「心の教室相談員」活用 調査研究事業 (学校教育課)	生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、中学校に「心の教室相談員」を配置します。	761	・配置数 4校 ・時間 768時間
小学校スクールバス購 入経費 【新規】 (学事課)	太平小学校木曾石分校の廃止に伴い、児童の登下校の安全を確保するため、スクールバスを購入します。	4,282	・太平小学校 1台
小学校スクールバス運 行経費 (学事課)	河辺、雄和地区でスクールバスを運行します。	3,349	・配置数 4台
小学校教師用教科書・ 指導書購入経費 (学事課)	小学校教師用教科書・指導書を購入します。	1,380	・教師用教科書 13校19学級 ・教師用指導書 2校2学級 ・特学児童・教 師用教科書・ 指導書 36校53学級 ・勝平小学校千 秋分校教師 用教科書・指 導書 1校6学級
小学校通学支援事業 【新規】 (学事課)	遠距離通学する児童の通学費の一部を補助し、また言語障害等児童の通学に係る保護者の交通費を補助します。	2,542	・遠距離通学費 385人 ・言語障害等通 学費 2人
小学校特別支援学級新 設経費 (学事課)	新設される特別支援学級において、障害に適應した教育を行うため備品を購入します。	900	・新設学級 3学級
小学校教育団体・各種 大会出場費補助金 (学事課)	各種大会に出場する際の経費について補助します。	900	・5校
小学校給食設備更新経 費 (学事課)	耐用年数が大幅に超過している学校給食設備備品を計画的に更新し、学校給食環境と設備の充実に努めます。	6,092	・飯重缶の更新 ・回転釜、洗浄 機の更新
健康教育推進関係団体 事業費補助金 【新規】 (学事課)	本市学校保健の振興と児童生徒・教職員の健康保持増進に寄与することを目的とした「秋田市学校保健会」がその目的を達成するために実施する事業に対し、補助金を交付します。	256	・補助対象 3事業

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
小学校保健事業 [新規] (学事課)	児童および教職員に係わる定期健康診断、学校飲料水・プール水の水質検査、就学時健康診断等、各種健診検査業務を実施します。	45,369	・実施校 47校
小学校給食事業 (学事課)	安全で安心な学校給食を提供します。	85,861	・小学校 47校 年間190日
中学校スクールバス運行経費 (学事課)	雄和地区でスクールバスを運行します。	1,874	・配置数 2台
中学校教師用教科書・指導書購入経費 (学事課)	中学校教師用教科書・指導書を購入します。	1,087	・教師用教科書 9校18名 ・特学生徒・教師用教科書 14校23学級 ・勝平中学校千秋分校教師用教科書 1校3学級
中学校特別支援学級新設経費 (学事課)	新設される特別支援学級において、障害に適應した教育を行うため備品を購入します。	1,200	・備品の購入
中学校通学支援事業 [新規] (学事課)	遠距離通学する生徒の通学費の一部を補助します。	3,517	・199人
中学校教育団体・各種大会出場費補助金 (学事課)	秋田市中学校体育連盟に対して事業費を補助し、また中学生の各種大会出場費を補助します。	18,095	・1団体 3大会 へ補助
中学校給食設備更新経費 (学事課)	耐用年数が大幅に超過している学校給食設備備品を計画的に更新し、学校給食環境と設備の充実に努めます。	1,749	・飯重缶の更新 ・野菜調理機の更新
中学校保健事業 [新規] (学事課)	生徒および教職員に係わる定期健康診断、学校飲料水・プール水の水質検査等、各種健診検査業務を実施します。	21,314	・実施校 24校
中学校給食事業 (学事課)	安全で安心な学校給食を提供します。	54,753	・中学校 24校 年間190日
学校指導関係経費 (学校教育課)	学校教育指導に要する経費を支出します。	6,853	・教育相談推進委員会 2回 ・健康教育・性教育推進委員会 2回
小学校「総合的な学習の時間」支援事業 (学校教育課)	学校での「総合的な学習の時間」における校内外での体験活動等を支援します。	22,100	・外部講師数 2,483人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
副読本関係事業 (学校教育課)	学校における社会科、健康教育、安全教育に関する副読本「私たちの秋田市」「私たちの健康」を作成、「私たちの安全」「私たちの秋田県」を購入し、該当学年の全児童に配布します。	7,084	・「私たちの秋田市」配布冊数 3,200冊 ・「私たちの健康」配布冊数 12,440冊 ・「私たちの安全」配布冊数 3,020冊 ・「私たちの秋田県」配布冊数 3,100冊
中学校「総合的な学習の時間」支援事業 (学校教育課)	学校での「総合的な学習の時間」における校内外での体験活動等を支援します。	11,050	・外部講師数 336人
中学校補助教材購入経費 (学校教育課)	体育実技テキスト、5万分の1地図の中学校における補助教材を購入し、中学校1年生に配布します。	3,069	・体育実技テキスト配布冊数 3,300冊 ・5万分の1地図配布冊数 3,300冊
中学校教育振興費御所野学院中学校説明会等経費 (御所野学院高等学校)	御所野学院中学校の学校説明会等に関する経費を支出します。	604	・市立小学校 47校に対する中高一貫教育のPR
秋田市教育ビジョン策定事業 【新規】 (教委・総務課)	「第3次秋田市社会教育中期計画」、「秋田市スポーツ振興マスタープラン」の見直しを図りつつ、学校教育に関するプランおよび文化振興に関するプランを加えた、本市教育行政全般にわたるビジョンを策定するため、ビジョン策定委員会を設置し、ビジョンの内容を検討します。	611	・教育行政全般にわたるビジョンの策定
秋田商業高校耐震補強等事業 【新規】 (秋田商業高校)	耐震診断に基づく必要な耐震補強を年次計画により実施します。 耐震診断・設計を平成19年度から23年度まで実施します。 耐震補強工事を平成20年度から24年度まで実施します。 老朽化が進んでいる屋内運動場屋根・灯油供給設備およびトイレを耐震補強工事にあわせ、平成20年度から23年度にかけて年次計画により改修します。	3,449	・教室棟の耐震診断および必要な耐震設計
高等学校各種大会出場費補助金 (学事課)	秋田市立高校生の東北大会以上に対する各種大会出場費を補助します。	7,200	・学校教育活動及び社会教育活動の支援
秋田商業高校教育振興費 (秋田商業高校)	教育用および校務用コンピュータを更新します。	5,383	・生徒 709人 ・教職員 54人

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
秋田商業高校保健事業 (秋田商業高校)	生徒および教職員の定期健康診断や生徒の学校災害に伴う共済等の経費を支出します。	6,463	・生徒 709人 ・職員 66人
秋田商業高校施設等改修事業 (秋田商業高校)	物品保管棟を改修します。	1,848	・物品保管棟改修
御所野学院高校保健事業 (御所野学院高等学校)	御所野学院高等学校の生徒、職員の検診等、学校保健に関する経費を支出します。	1,594	・定期健康診断 生徒・職員受診率100%
小・中学校増改築等事業 (教委・総務課)	秋田北中学校、岩見三内小学校の校舎、体育館等の改築に着手します。	589,782	・グローバル方式で設計業者の選定
小・中学校大規模改造事業 (教委・総務課)	広面小、秋田東中、大正寺小の大規模改造を行い、教育環境の改善を図ります。あわせて建物の耐震性および耐久性の確保を図ります。	404,184	・大正寺小で環境整備
小・中学校耐震補強等事業 (教委・総務課)	計画的に耐震診断を実施し、その結果に基づき耐震補強を実施します。	21,461	・耐震診断 4校 ・耐震補強 4校 で実施
小・中学校情報教育環境整備事業 (教委・総務課)	河辺・雄和地区小・中学校の情報教育環境を改善するため、教育用コンピュータ等を更新します。	727	・千秋分校で情報教育環境整備を実施
教職員研修推進事業 (教育研究所)	基本研修、職務別研修、専門研修、特別研修等を体系的に実施し、教職員の資質向上を図ります。	4,000	・研修会の実施 71講座
小学校備品充実経費 (教委・総務課)	年次計画により児童用机いすおよび教室用ストープ等を更新します。また、経年劣化した学校用備品等を購入します。	30,020	・児童用机いす等の更新を実施
小学校大規模改造等関連備品購入等経費 (教委・総務課)	小学校校舎等の増改築および大規模改造事業に伴い、必要な備品等を整備します。	2,878	・備品整備 広面小、浜田小の2校で実施
中学校施設等改修経費 (教委・総務課)	老朽化している学校施設や危険箇所を計画的に改修します。	34,500	・施設整備の充実
小学校理科教育施設整備経費 (学事課)	理科教育振興法に基づく理科設備および算数設備の整備を計画的に行い、設備の更新および現有率の上昇を図り学習環境を充実します。	2,160	・理科 10校 算数 2校

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
中学校理科教育施設整備経費 (学事課)	理科教育振興法に基づく理科設備および算数設備の整備を計画的に行い、設備の更新および現存率の上昇を図り学習環境を充実します。	2,360	・理科 11校 ・数学 2校
大学コンソーシアムあきた事業経費 (美短・総務課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、「大学コンソーシアムあきた」の連携公開講座、高大連携授業および単位互換制度などを通し、高等教育機関の連携・交流を図り、大学の地域貢献を進めます。	100	・大学コンソーシアムあきたを通じて高等教育機関の連携・交流を図りながらの地域貢献の推進
短期大学教務経費 (美短・学生課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、効果的な学生募集のために説明会を開催し、高校訪問を行います。	11,980	・説明会 10回開催 ・高校訪問 180校
就職対策活動事業 (美短・総務課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、就職率向上のため、企業訪問を実施するほか、就職用パンフレットを作成します。	6,010	・企業訪問 70企業 ・就職用パンフレット5,000部作成 ・協議会 年2回開催
CALL教室設備整備事業 (美短・総務課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、コンピュータを使用した語学学習システムであるCALLシステムを導入し、教育設備の改善を図ります。	5,607	・老朽化したLL教室にCALLシステムを導入し、教育環境の整備の実施
短期大学教育設備等整備事業 (美短・総務課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、技術革新と情報化が進む社会に対応したコンピュータ関連機器の整備やソフトウェアのバージョンアップを計画的に対応することで、教育レベルを維持します。 工芸関連機械・設備についても計画的に整備を図ります。 附属図書館の蔵書を、美術・デザイン系の大学にふさわしい専門図書を中心に計画的に整備(平成24年度までに4万冊)し、図書の充実を図ります。	10,961	・画像編集ソフト、グラフィックソフトのバージョンアップ ・アニメーションソフト、デジタルビデオ編集ソフトの整備 ・プロジェクター、携帯スクリーン等の教育用設備実施 ・図書1,200冊の整備
学内情報システム更新事業 (美短・総務課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、学内情報システムを更新し、情報共有の促進に努めます。	34,430	・学内情報システムの機能を全面的に見直し、更新

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
附属高等学院教育設備 等整備事業 (美短・総務課)	将来を担う子どもたちの高等教育機関として、老朽化した教育設備・備品等を計画的に整備し、新規の備品も計画的に購入します。	542	・図書の整備の実施 ・金属工芸関係機器の整備の実施

ウ 地域の役割(第12条)

秋田市子ども条例

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

目標および取組方針

本条では、「地域の役割」について、次の2つが示されております。

地域社会全体で子どもを育成するための「環境づくり」を進めること。

「子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援」を行うこと。

「地域」は、子どもの育成に大きな影響を及ぼす場として、大切な役割を担っています。そのため、地域社会全体が子どもに関心を持ち、温かく見守りながら子どもの育成に関わりを持てる地域の組織づくりの支援に努めることによって地域力を高めるとともに、地域で子どもを育てる体制づくりを支援するため情報提供を行います。

平成19年度事業費計

135,647 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
集会所類似施設整備・ 建設費補助金 (自治振興課)	地域自治活動の拠点となる町内集会所の建設や整備しようとする町内会に対して、補助金を交付し、各種自治活動の振興を図ります。 現行(S57～) 建設補助 1万円/m ² 備品補助 3万円・5万円 営繕補助 6万円・10万円	5,380	・補助 21団体
集会所類似施設建設資金貸付金 (自治振興課)	地域自治活動の拠点となる町内集会所を建設しようとする町内会に対して、建設資金の貸付を行い、町内会財政の負担軽減を図り、地域自治活動の振興を図ります。	14,600	・貸付 3団体
地域づくり組織等設立 支援経費 [新規] (市民協働・地域分権推進室)	小学校区単位などの地区を基礎として地区づくり組織を、7つの(仮称)市民サービスセンターごとに結成し、これらの組織と市が連携して、それぞれの役割を發揮し合うことにより、地域の個性や特色を活かした魅力ある地域づくりの展開をめざします。	500	・講演会、先進市との交流会の開催

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
(仮称)西部地域市民サービスセンター整備事業 (市民協働・地域分権推進室)	住民自治の充実をめざす市民協働と都市内地域分権の拠点施設の一つとして、(仮称)西部地域市民サービスセンターを、支所、公民館などの公共施設の複合化を図り、総合的に整備します。	99,200	事前家屋調査、バス仮案内所設置、バス駐車場舗装工事、解体工事、杭工事、本体建設工事の一部
(仮称)北部地域市民サービスセンター建設基本計画策定事業 [新規] (市民協働・地域分権推進室)	住民自治の充実をめざす市民協働と都市内地域分権の拠点施設の一つとして、(仮称)北部地域市民サービスセンターを、支所、公民館などの公共施設の複合化を図り、総合的に整備します。	8,200	建設基本計画策定、地域調整
地域愛形成事業 [新規] (市民協働・地域分権推進室)	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みを構築することで、市民が自分の住む地域に愛着を持ち、地域の課題を解決できる機会を拡充します。	200	提案対象事業数 2件
子ども体験活動推進事業 (生涯学習室)	地域で子どもを育てる体制づくりを側面から支援するため、子ども達が参加できる体験活動などの行事の開催や、学校施設等を活用した活動の場の確保、民間を含めた様々な子ども向け行事に関する情報の提供などを行います。	5,324	土曜解放 47小学校 プレスタ 年3回 体験講座 24事業
成人の日記念事業 (生涯学習室)	2分の1成人の参加などにより、新成人の新しい門出を祝福し、新成人としての責任と自覚を促す機会を創出します。	2,243	参加率 74%

エ 職場の役割(第13条)

秋田市子ども条例

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。
- (2) 家庭、学校等、地域および市が行う職場体験活動などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

目標および取組方針

本条では、「職場の役割」について、次の2つが示されています。

子どもの健全育成のための「環境づくり」を図ること。

子どもの「社会性を育む活動」に協力すること。

従来、子育てと職場の関係は、生活基盤の形成としての面で多く考えられてきました。

しかし、近年、働き方の多様化が進む中で、労働者一人ひとりがその価値観やライフスタイルに応じて柔軟な働き方を選択でき、それぞれの能力に応じた適正な処遇や労働条件が確保されるよう求められています。そのため、育児休業や出産後の再雇用などについて、優れた取り組みを行っている企業に対しての支援制度の創設を検討するとともに、高校生を対象に、職業を持つことの大切さを認識させるために、しっかりとした職業感の醸成を図る就業支援などを行います。

平成19年度事業費計

30,588 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
就業支援事業 (工業労政課)	求職者を対象に、「コールセンタースタッフ養成講座」を実施します。 高校生を対象に、早期離職の抑制やしっかりとした職業観を持つための講座を実施します。 ニート対策として講演会や相談事業を行い、ニートの実態把握に努め、就労へと導く方策について検討します。	7,588	・コールセンタースタッフ養成講座 3回 高校生就職支援講座 14回 650名 ニート相談会 2回
勤労者福祉サービス事業 (工業労政課)	共済給付、福利厚生、生活資金貸付等の事業を行なう秋田市勤労者福祉サービスセンターの運営に補助します。	23,000	・加入事業所 800 加入者数 6,000

上の事業を実施するとともに、職場に対する働きかけの手法を検討してまいります。

7 - 3 市の責務(秋田市子ども条例第4章)

ア 市の責務(第14条)

秋田市子ども条例

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと。
- (3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。
- (4) 子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること。
- (5) この条例の目指すところや内容について、市民に分かりやすく広めるなど、周知、啓蒙および啓発に努めること。

目標および取組方針

本条では、本条例を推進するための「市」の責務について、次の5つを示しています。

政策の総合的・計画的な実施。

家庭、学校等、地域、職場への支援とこれらの活動の促進に資する調整。

市民の理解、協力、参加の確保。

子どもの意見を反映させた施策の推進。

条例の周知・啓発。

平成18年の条例制定初年度は、啓発用リーフレットの作成・配布により、子どものいる家庭などに広く基本理念の周知を図りました。

19年度は、本条例の規定に基づく推進計画を策定しました。推進計画は、実効性をもたせた単年度毎の計画であり、条例のめざすところが確実に反映されるように努めます。

また、本市が今まで進めてきた子ども関連施策の推進とともに、特に、示された5つの責務を踏まえ、効果的な事業の進め方などについて、さらに研究していきます。

平成19年度事業費計

135 千円

(単位:千円)

事業名および担当課	事業概要	19年度 事業費	19年度 の成果
次世代育成支援の推進 【新規】 (男女共生・次世代育成支援室)	第2次ベビーブーム世代を中心に出生動向を底上げし、少子化の流れに歯止めをかけるには、今が最後のチャンスととらえ「子どもたちがたくましく健やかに育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」への転換を図ります。 なお、これらのことについては、次世代育成支援行動計画に基づいて実施していきますが、新たに、子ども条例に基づく、単年度ごとの推進計画を策定し、第14条に掲げる責務を果たすよう努めます。	135	推進計画の策定

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 章 子どもにとって大切なこと（第 4 条 - 第 9 条）

第 3 章 それぞれの役割（第 10 条 - 第 13 条）

第 4 章 市の責務（第 14 条）

第 5 章 基本となる政策（第 15 条・第 16 条）

第 6 章 推進体制（第 17 条）

第 7 章 雑則（第 18 条）

附則

子どもは社会の宝であり、希望です。一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在です。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた市民すべての願いです。

いじめ、体罰、児童虐待や子どもが当事者となる事件の多発、そして、不登校の増加傾向などに加え、核家族化、少子化、さらには都市化の進行や有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、複雑になってきています。

すべての子どもが、生き生きと輝き、伸びやかに、たくましく育っていける、そして、子どもが、自分を大切にするなかで、他者をも大切にし、お互いを尊重し合える力をつけていくことができる環境をつくっていくことは、大人や社会の役割であり、また、責任でもあります。

そのためには、市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をなすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつことが望まれます。家庭、学校等、地域や職場をはじめ、その

全体にかかわる市には、それぞれの役割や責任を再確認し、相互の連携と協力や全体としての協働による取組が求められます。

すべての子どもが健やかに生まれ、そして、秋田市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成について、基本理念を定め、家庭、学校等、地域および職場の役割ならびに市の責務を明らかにするとともに、市の基本となる政策等を定めることにより、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの育成における基本理念は、次に掲げる事項とします。

- (1) 子どもの人格および子どもが権利の主体であることを尊重すること。
- (2) 子どもに関心を寄せ、温かく見守り、向き合うほか、子どもとの信頼関係の構築に配慮するとともに、子どもとの日常的な触れ合いを大切にすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、職場および市は、子どもの育成におけるそれぞれの役割又は責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互の連携および全体としての協働を図ること。

第2章 子どもにとって大切なこと

(子どもの個の尊重)

第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

(子どもの参加)

第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援に努めます。

(子どもの場の確保)

第7条 市と市民は、子どもが遊び、学び、集うことができる場とともに、心の居場所が確保されるよう必要な支援に努めます。

(子どもの心身の健康)

第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの安全確保)

第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

第3章 それぞれの役割

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けていくことができるよう図ること。

(学校等の役割)

第11条 学校等は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題をみつけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、生きる力を、子どもの心身の発達段階に応じて育てていくこと。

(2) 子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

(1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。

(2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

(1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。

(2) 家庭、学校等、地域および市が行う職場体験活動などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

第4章 市の責務

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

(1) 子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施すること。

(2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと。

(3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。

(4) 子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること。

(5) この条例の目指すところや内容について、市民に分かりやすく広めるなど、周知、啓蒙および啓発に努めること。

第5章 基本となる政策

(推進計画)

第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくります。

2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

(評価)

第16条 市は、推進計画に基づいて行った事業等の結果について評価します。

2 市は、前項の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

第6章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、子どもの育成についての政策を総合的かつ計画的に進めるため、総合的な推進体制を整備します。

第7章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成18年5月5日から施行します。

平成19年度秋田市子ども条例推進計画

平成19年8月 発行

編集・発行 秋田市
事務局 男女共生・次世代育成支援室
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018(866)2141